

ID: 167

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	高根沢町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例 第9条		
例規番号	昭和58年条例第20号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第9条 次の各号の一に該当する場合に限り、既に納入した使用料の全部又は一部を還付する。</p> <p>(1) 使用者の責によらない事由により、施設の使用ができなくなったとき。</p> <p>(2) 使用日の前日までに取消しの申出があつて、町長がやむを得ないものと認めたとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日